

資料 3 - 2

「平成 16 年度食品安全委員会運営計画（案）」に対する意見の募集の結果について  
（案）

平成 16 年 4 月 1 日  
内閣府食品安全委員会事務局

「平成 16 年度食品安全委員会運営計画（案）」について、平成 16 年 3 月 18 日から 3 月 30 日まで、国民の皆様からの意見の募集を行ったところ、3 件の御意見をお寄せいただきました。

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方は、別紙のとおりです。  
御意見をお寄せいただいた方々に厚く御礼を申し上げます。

「平成16年度食品安全委員会運営計画（案）」に対する御意見及びそれに対する考え方について（案）

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
【全体】		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品安全分野における予防原則の必要性に関する議論は避けて通ることができないものであり、専門調査会を設置し、公開の下で議論を行うべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民の健康への悪影響の未然防止については、食品安全基本法第5条において、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たって遵守されるべき基本理念とされています。</li> <li>また、同法第12条において、人の健康への悪影響の防止・抑制という観点から、国民の食生活の状況その他の事情を考慮して施策を策定することとされています。</li> <li>さらに、同法においては、リスク管理機関は、「人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき」（第11条第1項第3号）には、食品健康影響評価の実施に先立って必要な措置を講ずるといった考え方が採用されています。</li> <li>なお、食品の安全性に関する「予防原則」については、必ずしもその概念が明確になっていないところですが、現在、FAO/WHO合同食品規格委員会（コーデックス委員会）の場で議論されており、食品安全委員会（以下「委員会」という。）としては、専門調査会の設置は予定していませんが、コーデックス委員会における検討状況を注視してまいりたいと考えています。</li> </ul>
【第1 平成16年度における委員会の運営の重点事項】		
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「リスク管理機関の執行状況も含む、リスク分析手法の全体を通じた在り方の検討」と「国・地方公共団体の食品の安全性に関するリスクコミュニケーション手法の確立」を重点事項として位置付けることが必要。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「リスク管理機関の執行状況」については、運営計画（案）の第3の4において、委員会として、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況を調査することとしています。</li> <li>2 また、「リスク分析手法の全体を通じた在り方の検討」については、食品安全基本法及び「食品安全基本法第21条第1項に規</li> </ol>

		<p>定する基本的事項」において定められている手続等に即し、委員会及びリスク管理機関が相互に連携してリスク分析手法に基づく施策の実施に着手したところであり、今後、意見交換会等の機会も通じて、国民の理解を一層深めていくことに重点を置くこととしています。</p> <p>3 さらに、「リスクコミュニケーション手法の確立」については、運営計画（案）の第2の1において、「リスクコミュニケーションの在り方等について検討するため、リスクコミュニケーション専門調査会を毎月1回程度開催する」旨明記しており、御指摘の点についても、運営計画に即し、同専門調査会において「リスクコミュニケーションの在り方等について検討」する際に、鋭意検討していくこととしています。</p>
<p>【第2 委員会の運営全般】</p>		
<p>1</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度の運営計画の作成に係る審議は、遅くとも17年1月には開始されることが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度の運営計画は、16年度の委員会の運営状況も踏まえながら作成することとなるため、企画専門調査会における審議は、16年度の委員会の運営状況がおおむね明らかになる時期に行うのが適当と考えておりますが、国民の皆様からの意見募集について、十分な期間を確保できるようにするため、「平成17年2月ごろ」に修正しました。</li> </ul>
<p>【第3 食品健康影響評価の実施】</p>		
<p>1</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定保健用食品の食品健康影響評価に関する指針・基準等の策定作業についても運営計画に明記するとともに、必要に応じて評価の指針を策定することを検討している対象分野とその見通しを明らかにすることが必要。</li> </ul>	<p>1 特定保健用食品の食品健康影響評価については、その審査方法等の考え方を可能な限り早く整理する必要があると認識しているところであり、有効性を審査している厚生労働省との調整も含め、新開発食品等専門調査会及び委員会事務局において検討・整理することとしており、御意見を踏まえ、運営計画の第3の1の文章を修正しました。</p> <p>2 また、これ以外のものについては、評価に関する審議を各専門調査会において進める上で、随時、必要となった時点で評価の対象となる要因ごとに検討・整理していくこととなりますが、現時点において具体化しているものはありません。</p>

【第4 リスクコミュニケーションの促進】

<p>1</p> <p>3</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品安全のためには、倫理を守ること、本当のことを知らせること、皆にわかりやすく、早く知らせることが大切だと思うので、こうした観点から全国キャンペーンを徹底させるべき。</li> <li>・ リスクコミュニケーションの促進については、この1年様々な努力がなされたが、まだ十分とは言えない。「双方向の意見交換によって形のあるものを作り上げていく」コミュニケーションを目指して一層の工夫改善が必要。</li> <li>・ 地方においても10回程度の意見交換会の開催予定があるが、開催周知期間をせめて1ヶ月程度設けるべき。</li> <li>・ 専門的知見等を必要とする「食品安全モニター」とは別に、多くの国民が参加可能なモニター制度を設置・運営するなど、モニター制度の複線化を実施することが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会は、リスク管理機関から独立して、最新の科学的知見に基づき客観的かつ中立公正なリスク評価を行うための機関として、内閣府に設置されたものです。 御意見にもありますように、正しい情報を消費者等の関係者にわかりやすく提供することは大変重要なことと考えており、これまでも、公開による委員会会合の開催、ホームページの充実、全国各地における意見交換会の開催等を通じた情報の発信に努めてきたところです。 今後とも、様々な機会を利用しながら、国民の皆様に食品の安全性に関する情報を正確かつわかりやすく提供できるよう努めてまいります。</li> <li>・ 御指摘のとおり、委員会としても、全国各地で意見交換会等を開催するなど、リスクコミュニケーションの促進に努めていますが、これまでの意見交換会等の参加者の方からの御意見や御要望等も踏まえながら、今後とも一層の改善に取り組んでまいりたいと考えています。</li> <li>・ 平成15年度に全国各地で開催した意見交換会等については、可能な限り早期に、委員会のホームページ等を通じてその開催を周知するよう努めてきたところです。 平成16年度においても、関係各省とも連携を図りながら、引き続き意見交換会の計画的な開催と周知期間の確保に努めてまいります。</li> <li>・ 食品安全モニター制度においては、食品の安全性に関してある程度の知識や経験を有している方々から御意見等をお寄せいただいているところですが、御指摘の食品安全モニター以外の一般の消費者からの御意見や情報等については、全国各地で開催している各種の意見交換会や、消費者等からの御意見や問合せに対応する「食の安全ダイヤル」等の様々な機会を通じて、把握していく</li> </ul>
-------------------	---	--

		<p>こととしています。</p> <p>また、一般の消費者を対象とした意識調査等を行う必要がある場合には、関係府省の協力を得ながら他のモニター制度の活用等も検討することとしたいと考えています。</p>
<p>【第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用】</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会の運営の透明性を確保する見地から、食品の安全性に関する国際会議等の情報は、常に報告・公表されることが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員等が出席した国際会議等については、その会議名、出席者等を定期的に委員会に報告することとし、それらを通じて得られた情報のうち、国民にとって関わりが深く、食品の安全性の確保の観点から国民に提供することが有益であると委員会が判断した情報については、わかりやすく国民に提供していくよう努めます。</li> </ul>